

## 4. まとめと今後の課題

---

### 4.1 本事業のまとめ

#### 4.1.1 在宅高齢者への介護予防に資する福祉用具貸与事業所の支援のあり方

本事業における、実態把握、モデル的試行の結果から、要支援・要介護の高齢者だけでなく在宅高齢者に対しても、福祉用具専門相談員が介入することで介護予防に向けた取組効果を発揮できることが明らかとなった。実態把握で収集した取組事例においても、在宅高齢者に対する個別相談や自宅訪問といった個別支援や、通いの場・サロン等の集団活動および介護者向けの講座や地域住民向けの展示会といったイベントにおける集団支援に福祉用具専門相談員が参画しており、今後も福祉用具専門相談員の活用が期待される。また、モデル的試行の取組から、在宅高齢者や地域住民に介護関連の困りごとが生じた際、福祉用具貸与事業所が相談窓口の1つとして役割を果たせることが示唆された。今後、地域に向けた介護予防のための福祉用具貸与事業所の取組として、実態把握で収集した取組事例のように、事業所内の店舗や事業所外(公民館・集会所、薬局、スーパー等の商業施設等の活用)での相談窓口の設置、在宅高齢者や地域住民に向けた商品(介護用品、健康増進グッズ等)の販売・展示等により、在宅高齢者や地域住民と関わる機会を創出することも期待される。近年では、一般的な商業施設や通販等でも手軽に福祉用具や介護用品等を購入できるが、在宅高齢者や地域住民が福祉用具専門相談員に相談できる機会が増えることでミスマッチを減らし、より効果的な福祉用具等の活用につながる可能性がある。また、モデル的試行の取組に参加した在宅高齢者においては、福祉用具に関する正しい使い方や使用場面に関する知識の少ない参加者もあり、「今現在は福祉用具等が必要ではない」といった参加者の声も聞かれた。今後、福祉用具専門相談員や福祉用具貸与事業所が在宅高齢者や地域住民に向けた支援を実践するにあたり、早期から福祉用具等を活用することによる効果のエビデンスを示していくことも望まれる。

一方で、介護予防に向けた支援を実践するためには、自治体で介護予防に向けた取組を計画的に事業化し、体制を整備することも大きな課題である。また、福祉用具貸与事業所においても介護保険の範囲内での営業活動に留まらず、在宅高齢者への介護予防支援に向けた職域の拡大についても検討する必要がある。介護予防に向けた取組においては、福祉用具専門相談員のみではできる対応に限られるため、介護事業所等の多職種との連携が必要となる。しかしながら、実態調査では自治体内に福祉用具貸与事業所がないと回答した自治体が3割弱であり、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員の不足も課題である。さらに、福祉用具貸与事業所が介護保険外の取組に参画する機会は少ないのが現状であり、福祉用具貸与事業所が地域における多職種協働に参画・連携しにくいことは課題である。加えて、今回、ヒアリングした事例では、介護予防に資する取組を実施しているも、デモ使用の福祉用具等について、福祉用具貸与事業所が無償で貸出等の協力をしていることが多く、自治体がリーダーシップを図り、持続可能な取組を事業化していくことが求められる。

図表 141 福祉用具専門相談員および福祉用具貸与事業所における在宅高齢者への介護予防に資する支援への参画イメージ

要支援・要介護状態に至る前から、在宅高齢者に対する介護予防に向けた自立支援を実践

→在宅高齢者がより長く自立生活を過ごすことができ、将来的に介護給付の抑制につながる



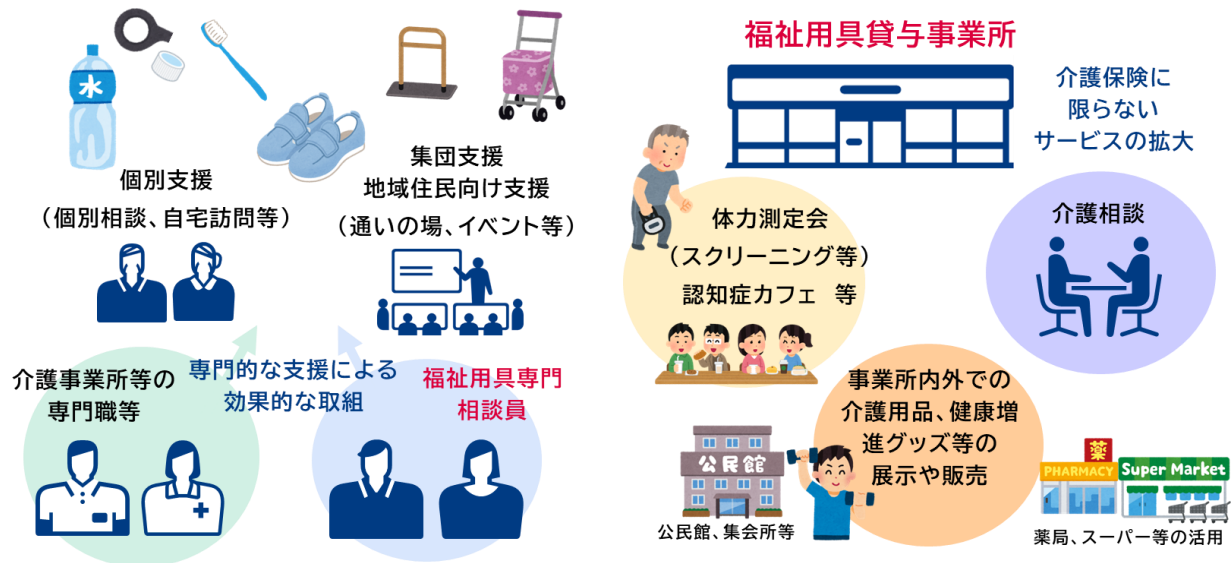
市区町村

- ・ 介護予防に向けた計画的な事業計画
- ・ 効果的な取組を事業化

### 在宅高齢者への介護予防に資する支援

介護保険給付対象に限らない、自助具・便利グッズ等も含む福祉用具等の活用による自立支援

地域に向けた介護予防のための福祉用具貸与事業所の取組



#### 4.1.2 退所時支援における福祉用具専門相談員の効果的な介入

本事業における、実態把握、モデル的試行の結果から、福祉用具専門相談員が退所時支援に関わることで、利用者が自宅に退所するにあたっての円滑な調整ができ、また、自宅訪問に同席することで、その場で必要な福祉用具や住宅改修等を検討できることがメリットとして挙げられた。さらに、今回のモデル的試行の対象者のうち、退所後1か月で見直しが必要なケースもあり、これまで把握することが難しかった退所後の利用者の生活状況について、福祉用具専門相談員がフォローアップし、介護支援専門員や介護老人保健施設への橋渡しを担うことで、利用者のケアプランの見直しや利用者支援につなげることができる可能性が示唆された。

一方で、福祉用具専門相談員や福祉用具貸与事業所と効率的に連携する仕組みがないことや、介護支援専門員を経由するため利用者ごとに利用する福祉用具貸与事業所が異なること、介護老人保健施設の職員の人員的な余裕がなく、加算対象の利用者以外も含め、全利用者に対し退所時支援を実施できないこと等が課題として挙げられた。退所時支援を実施する動機につながるよう、介護老人保健施設と福祉用具貸与事業所や介護事業所が連携できる仕組みについても、継続して検討されることが望まれる。また、退所時カンファレンスやサービス担当者会議等の機会オンライン参加を活用する等、効率的に福祉用具専門相談員が多職種協働に参加できる体制を整備することも求められる。

## 4.2 今後の課題

本事業で実施した介護予防に向けた効果的な取組として、多職種支援に福祉用具専門相談員も参画することで、要支援・要介護状態に至る前から、福祉用具等を活用した在宅高齢者の自立支援を実践することができた。在宅高齢者がより長く自立生活を過ごせることは、将来的に介護給付の抑制にもつながる。今後、福祉用具貸与事業所は地域住民と関わる機会の創出に向けて、事業所内の店舗や事業所外(公民館・集会所、薬局、スーパー等の商業施設等の活用)での相談窓口の設置、在宅高齢者や地域住民に向けた商品(介護用品、健康増進グッズ等)の販売・展示等、介護保険に限らないサービスの拡大が期待される。また、そのような在宅高齢者の支援を実施するためには、福祉用具専門相談員が、介護保険給付対象の福祉用具だけでなく、住環境整備や自助具・便利グッズ等も含めた幅広い知識や提案スキルを習得することが求められる。加えて、早期から福祉用具等を活用することによる効果のエビデンスを蓄積し、福祉用具に関する正しい知識や効果を広く示すことで、在宅高齢者や地域住民がより福祉用具等を日常的に使用しやすくなるよう、周知していくことも必要である。

一方、取組を持続可能なものとするためには、その費用をどのように捻出していくかが課題となる。そのため、自治体に対しても、介護予防に向けた支援体制の整備・拡充を行い、取組を推進していくことが望まれる。福祉用具専門相談員も含めたサービス事業所等の専門職との連携を可能とし、介護保険サービスの対象外の地域住民への支援に関する計画の立案、事業化を行い、効果的な取組を支援していくことが求められる。

さらに、福祉用具貸与事業所が他のサービス事業所および介護老人保健施設との連携に向けた地域活動への参加を促進していくことも重要である。退院・退所時カンファレンスへの参加等、まずは既存の仕組みの中で、在宅高齢者に対する介護予防に向けた取組や在宅復帰を目指す退所時支援への参画の機会を増やしていけるよう、福祉用具専門相談員の専門性や福祉用具貸与事業所として提供できるサービスを広く周知していくことが必要である。